

地方公共団体における人事評価制度の運用に関する研究会開催要綱

1 趣旨

地方公共団体における人事評価については、国家公務員における新たな人事評価制度を参考に様々な取組が行われている。

人事評価の結果は、人材育成をはじめ、任用や給与等の人事管理の基礎として活用されるものであるが、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況である。

このような状況を踏まえ、地方公共団体の今後の取組に資するため、人事評価制度の運用について、個別団体の事例等を踏まえて研究する。

2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体における人事評価制度の運用に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究項目

研究会は、地方公共団体における人事評価制度の運用に関して、以下の項目について研究する。

- (1) 人事評価制度の内容、実施方法等
- (2) 人事評価結果の給与への活用
- (3) その他

4 構成員

研究会の構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。